

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 7



代表役員 2

<代表役員の職務権限①>

代表役員の職務権限は以下の2つです(宗教法人法第18条3項)。

- ① 1つは、**対外的に法人を代表すること**です。
- ② 2つには、**対内的に法人の事務を総理すること**です。

①代表行為

宗教法人の代表者として代表役員がなす行為は、宗教法人の行為とされ、その効果はすべて宗教法人に帰属します。これを代表行為といいます。

○代表権行使の形式

代表権行使の形式については、民法の代理の規定(民法第99条)が類推適用されます。ですから代表行為をなす場合には、宗教法人のためにすること、すなわち代表役員として行うことを明らかにしなければなりません。例えば第三者との間で売買行為をしようとするときは、○○寺代表役員○○○○として第三者と契約することが必要です。

○代表権の範囲

代表権の範囲は、原則として宗教法人の一切の行為に及びます。宗教法人の目的を果たすために必要とされる行為は、すべて代表権が及ぶというわけです。ただそれは宗教法人に与えられている能力(宗教法人の目的)の範囲内の事項に限られます。

代表役員がその目的の範囲外の行為をした場合には、宗教法人にその行為の法的な効果は及びません。代表役員が行った行為の結果、第三者に損害が及んだ場合には、代表役員が賠償責任を負うこととなります(宗教法人法第11条2項)。代表役員の代表権の範囲は、規則または責任役員(会)の決定によって制限することはできません。

しかし代表役員は規則の定め及び責任役員(会)の決定には従わなければなりません。従って、例えば責任役員がある土地を買ってはならないと決めたら、代表役員はこれに従わなければなりません。しかし代表役員が責任役員(会)の決定に従わなかった場合にも、その売主との間の売買契約自体は原則として有効です。ただ、代表役員は法人に対して、債務不履行による責任を負うこととなります。

代表役員の一定の行為について、総代会等の特定機関の同意や議決を必要とするということを定めることはできませんが、特定の行為の代表権を奪って他の機関に代表させたり、他の機関と共同で代表行為を行わせることは許されません。

代表役員は、宗教法人と代表役員である個人との利益が相反する事項については代表権を持ち得ません(宗教法人法第21条1項)。

代表行為は、財産処分等で公告をしなければならない場合があります(宗教法人法第23条)。また、処分行為が無効となる場合があります(宗教法人法第24条)。その範囲で代表役員の権限は制限されているということになります。

○代理

しかし、この代表権をほかの人に委任することはできます(民法第55条)。これを代理といいます。ただしこの場合でも、第三者に包括的に代理を委任することはできません。委任は個々の特定の行為に限られます。

この場合の代理人は宗教法人の任意代理人であって、法人の機関ではありません。それゆえ、代表役員がこの代理人の選任監督についての一切の責任を負うこととなります。

②の<事務処理>の権限については、次回に述べることにします。